

# 議員資産 アナログな公開

## 国も地方も… ネットは長野県だけ



政治力を利用して不正にお金をためてはいないか。そのチェックができるように、国会議員だけでなく、都道府県議の資産はルールに基づき公開されている。ただ、デジタル化の時代ににもかかわらずネット公開し

ているのは全国で長野県だけ。ほかの都道府県では、役所などに足を運ぶしか閲覧する方法がない。なぜ長野県だけなのか。

### 始めた知事は

衆院議員の資産が公開された11日。全国で唯一、東京・永田町でしか閲覧できないというアナログぶりが

改めて浮き彫りになった。国会議員がそんなのだから、地方議員も同じかと思いきや、調べてみると、20年近く前からネット公開している自治体があった。長野県だ。

県ウェブサイトで「資産等報告書の概要」をクリックすると、県議(定数57)名義の土地や建物の面積、

### 「国に準じて」

定期預貯金額などが簡単に表示された。県議会事務局によると、ネット公開は2003年にスタート。「作業はデータを打ち直すだけなので短時間で終わる。都合があったとは聞いていない(担当者)という。

の理解を得られないと判断した」と、ふり返った。首長や議員はあらぬ疑念を抱かれぬように、「ガラス張りであるべきだ」と考えていたという。

ネット公開はなぜ始まったのか。担当者に聞いても詳しく分からず、元長野県知事の田中康夫氏に取材した。作家を経て00年から2期6年間知事を務め、「脱ダム宣言」などで知られる

それから約20年。デジタル庁が創設される時代になった今も、取り組みは全く広がっていない。

朝日新聞が47都道府県の議会の事務局に尋ねたところ、ネット公開をしている都道府県は長野だけで、ほかはゼロだった。公開しない理由について、複数の議

会事務局は「国会議員にならっている」国の制度をもとに決めた」と説明。その背景として「国会議員資産公開法」の存在を挙げた。

この法律は政治とカネの問題をきっかけに1992年に成立したもので、「国会議員の資産状況を国民の監視下に置く」ことを目的とする。その7条は、都道府県議会の議員についても「国会議員の資産等の公開の措置に準じて必要な措置を講ずる」と定めている。つまり国会議員分がネット公開されないのだから、それに準じて地方議員分も公

開しない、という理屈だ。現代政治に詳しい富崎隆・駒沢大教授(政治学)は「日本はデジタル化についてあらゆるものが遅れている。ネットで公開した方が汚職の抑止効果が大きく、

原則すべきだ」と指摘。そのうえで、同法7条の「準じて」との表現について、「地方自治体はネット公開できないと定めたものではない」と話した。(小寺陽一郎、畑宗太郎、東郷隆)